

## 【参考資料】用語集

連番	索引用語	用語解説
数	字	
1	1 級市道	<p>地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な市道で、次の各号のいずれかに該当する路線です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 都市計画決定された幹線街路</li> <li>2) 主要集落（戸数 50 戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路</li> <li>3) 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、又は主要生産施設とを連絡する道路</li> <li>4) 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設又は主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路</li> <li>5) 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設又は主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、又は 1 級市道を連絡する道路</li> <li>6) 大都市又は地方開発のため特に必要な道路</li> </ol>
2	2 級市道	<p>都市計画道路及び 1 級市道の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で、次のいずれかに該当する路線です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 都市計画決定された補助幹線街路</li> <li>2) 集落（25 戸以上。以下同じ）相互を連絡する道路</li> <li>3) 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路</li> <li>4) 集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道、又は幹線 1 級市道とを連絡する道路</li> <li>5) 大都市又は地方開発のために必要な道路</li> </ol>
アルファベット		
3	G I S	<p>G I S : Geographic Information System（地理情報システム）は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。</p>
4	M C I	<p>「道路管理者が主観的に維持修繕を必要と感じる路面状態を表す指標」として旧建設省で開発された、日本独自の指数です。MCI 値は、舗装工事直後の最良の状態を 10 とし、劣化が進むごとに指標が低下します。なお、全国の自治体の MCI 値平均は、6.0 程度といわれています。</p>

連番	索引用語	用語解説
5	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership) の頭文字で、本市をはじめとする地方公共団体などが提供してきた公共サービスに、民間の資金や技術、ノウハウを取入れる手法のことをいいます。なお、PFI (民間資金を活用した社会資本整備) やアウトソーシング (外部委託) などは、PPPを実現するための手法の一部です。
あ 行		
6	アセットマネジメント	インフラを資産 (アセット (Asset)) ととらえ、インフラの現状を把握して性能や劣化状況を評価し、継続して住民が安全・安心して使用できるように、限られた資源において効率的かつ効果的に管理 (マネジメント (Management)) することをいいます。
7	アダプト・プログラム	アダプト (Adopt) は「養子にする」の意味です。市民や民間事業者と行政が協働で道路や公園、海岸など公共の場所を養子にみたて、わが子のように愛情を持って清掃活動などを行う制度のことをいいます。
8	維持管理経費	「白書」では、日常を維持するための保守点検、事務等にかかる経費と定義しています。道路や公園、下水道などの施設の点検や小規模な補修、光熱水費などが該当します。
9	一般会計	行政組織の会計方法の一つの制度です。毎会計年度における本市の施策を網羅して通覧できるよう、単一の会計で一体として整理することが、経理の明確化、財政の健全性を確保する見地からは望ましいものとされています。
10	インフラ (社会基盤施設)	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、トンネル、公園、緑地、下水道、又はそれらに付属する施設 (街路樹、街路灯、カーブミラー、防護柵、公園施設、トイレ、管きょ、ポンプなど) のことをいいます。 また、インフラの管理は、市区町村、都、国がそれぞれ行っています。
11	インフラ管理	本市の管理するインフラの①維持管理、②補修更新、③運営 (改築) の3つの管理を指します。
12	インフラ管理経費	「白書」ではインフラ管理経費の全体を示す用語としています。維持管理経費、人件費、補修更新経費の合計を指します。
13	雨水	主に降雨による排水を指します。
14	雨水調整池	集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池を指します。近年は人工的なコンクリート構造物を設置しています。

連番	索引用語	用語解説
15	運動施設	公園等に設置するバスケットゴールや健康器具を指します。
16	汚水	家庭や事業者などからの排水を指します。
か 行		
17	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ha を標準として定めます。
18	街路照明灯	道路（車道、歩道）に設置されている、車両や歩行者の安全な通行を促すための照明灯です。防犯灯や商店街などが設置する照明灯とは区別しています。
19	鎌倉市公共施設白書	平成24年（2012年）3月に策定した、本市が保有している公共施設（建築物）について、その機能や配置状況、利用状況や稼働状況、また施設運営に要する経費や施設の老朽化度合いなどについて実態を把握し、市民の皆さんにも公共施設の現状を知っていただくための冊子です。
20	幹線市道	市道のうち、一般国道や都道府県道とともに幹線道路網を形成し、日常生活において根幹的な役割を担っている路線で、「白書」では1級市道と2級市道の総称としています。
21	管理施設	本市が公費を用いて計画的に建設と維持管理を行う施設の総称です。「白書」、「本計画」では主に公園施設を対象に呼んでいます。
22	起債	普通地方公共団体が公債（地方債）を発行することをいいます。公債は地方財政法で規定されており、下水道事業、出資金、災害復旧などの財源として利用されます。
23	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」に基づいて指定される区域をいいます。区域内では開発行為の制限、土地の保全努力の義務、改善命令による措置が適用されます。
24	休養施設	公園等に設置するあづまややベンチなどを指します。
25	教養施設	公園等に設置する記念碑や模型などの施設を指します。
26	下水道終末処理場	下水道において汚水を浄化し、河川、湖沼又は海へ放流する施設のこととしています。なお、下水道法では「下水道終末処理場」と呼称しています。
27	下水道管きよ	下水を流す管のことです。家庭や事業所からの汚水を流す管きよと、雨水を流す目的の管きよを区別して管理しています。

連番	索引用語	用語解説
28	公営企業会計	<p>一般会計から独立して、「地方公営企業」の適用を受ける事業の会計のことであり、会計規則については、「地方公営企業法施行規則」に基づきます。</p> <p>本市では下水道事業が、今後移行を目指す会計方式で、独立採算方式を基本とします。</p>
29	公共施設	<p>本市が管理する公益的な施設のことをいいます。本市では、公共施設を「建築物等」と「インフラ」に分類して表現をしています。</p>
30	公共施設等総合管理計画	<p>早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的に、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（総財務第74号 平成26年（2014年）4月22日）で総務大臣より各自治体へ要請されている計画です。</p>
31	公債	<p>本市が、事業を実施する目的で資金調達のために行う債券の発行、又は証書借入れによって負う金銭債務又はこれにかかる金銭債権を指します。</p>
さ 行		
32	事後保全	<p>損傷や故障が起きてから対策を講じ、故障や破損を補修する工法のことをいいます。</p>
33	指定管理者制度	<p>本市が行う公共施設やインフラの管理運営を、株式会社や財団法人、NPO法人などに代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度です。管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的としています。</p>
34	児童遊園	<p>児童及び青少年の活動的な遊びの場として、健康の増進と情操の育成に寄与することを目的として設置したものです。</p>
35	修景施設	<p>公園等に設置する芝生や草地などを指します。</p>
36	準用河川	<p>公共の利害に重要な関係がある河川で、市町村が指定・管理するものをいいます。管理規定は都道府県が指定する2級河川の規定に準じます。その他に、国（国土交通大臣）が指定・管理する1級河川があります。</p>
37	償還	<p>起債による債務の返済に充てる費用のことです。</p>

連番	索引用語	用語解説
38	使用見込み期間	処分制限期間（補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律）を超えて使用が可能とされる公園施設の使用期間の目安で、公園施設の健全度、修繕、改修の履歴によって決定されます。
39	処理区	「合流式の公共下水道」又は「分流式の公共下水道」の汚水管きょにより排除される下水が二以上の下水道終末処理場によって処理される場合において、それぞれの下水道終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいいます。（下水の処理開始の公示事項等に関する省令（昭和42年（1967年）12月19日 厚生省・建設省令第一号）に規定されています）
40	生活環境施設	可燃ごみ、不燃ごみを処理するごみ処理施設、資源ごみを処理するリサイクルセンター、し尿を処理するし尿処理施設の総称です。
41	セラミック メタルハライドランプ	照明ランプの一種で、金属原子高圧蒸気中のアーク放電を光源とするランプを指します。高圧水銀ランプ、メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプの総称としても呼ばれ、HIDランプ（High Intensity Discharge lamp）と略称される場合があります。
42	総合公園	主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園で、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めます。
43	その他市道	幹線市道（1級市道、2級市道）以外の市道のことです。
た 行		
44	第3次鎌倉市総合計画 第3期基本計画	平成26年（2014年）4月に策定した、本市の全ての計画の基本となる最上位計画のことをいいます。また、総合計画は議会の議決を経て策定されます。
45	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4haを標準として定めます。
46	中継ポンプ場	深くなった管きょの汚水を揚水して、流下するための高さを得ることを目的とする施設です。マンホール内にポンプを設置する簡易な施設や幹線下水道に設置する中継ポンプ場など、管きょの流下能力に応じたポンプ場を設置しています。
47	長寿命化修繕計画	施設の点検結果に基づき、必要な修繕や架替えの時期等を定めた計画のことをいいます。本市では、橋りょうと公園遊具を対象に長寿命化計画を策定しています。

連番	索引用語	用語解説
48	特別会計	適正な受益者負担・事業収入の確保のため、特別の会計を設け、保険料等の特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資金の運用の状況を明確化する目的で行う事業ごとの会計を指します。
49	都市マスタープラン	「本計画」では、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に本市の定める都市計画の方針を定めるものとして記載しています。
50	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律で定められた土砂災害が発生する恐れがある区域のことで、「危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限による住宅等の新規立地の抑制、危険区域内の住宅の移転推進」等のソフト対策（土木工事によらない対策）を推進するものです。
51	土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を表示した図面に、土砂災害防止法第7条第3項に規定する事項①土砂災害に関する情報の伝達方法②急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合の避難地に関する事項③その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項）を記載したものを指します。 内容は、「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）」（平成17年（2005年）7月 国土交通省河川局砂防部砂防計画課）に従っています。
52	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置します。 ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とされています。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
な 行		
53	ナトリウムランプ	照明の一種で、ナトリウム蒸気中のアーク放電による発光を光源とするランプのことです。「ナトリウム灯」とも呼ばれます。
54	ネーミングライツ	施設などに対し、名称をつけることができる権利のことをいいます。公共施設などに対して企業名や商品名などを付与することで、権利料を徴収するビジネスとして確立しています。

連番	索引用語	用語解説
は 行		
55	風致公園	風致の享受の用に供することを目的とする都市公園で、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めます。
56	伏越（伏せ越し）施設	下水道管が河川や他の埋設物と交差する場合において、逆サイフォン構造で施設を横過する工作物を指します。
57	普通河川	河川法・下水道法の指定を受けていない水路を指します。
58	分流式	汚水と雨水を一緒に下水道終末処理場へ送るのに対して、分流式下水道は汚水用管路と雨水用管路の 2 つを埋設し、汚水は下水道終末処理場へ、雨水は川や海に直接放流します。 汚水と雨水をそれぞれ専用の管で集めるので、河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式といえます。
59	ペDESTリアンデッキ	歩道橋の一種で、駅前などに広場を設けるための高架構造のものをいいます。
60	便益施設	公園等に設置する水飲み場やゴミ箱、トイレなどを指します。
61	包括的民間委託	本市が発注する複数の業務委託を、まとめて委託するものです。業務をまとめることで、スケールメリットによる委託経費の縮減や市民サービスの向上を目的としています。また、委託先の技術やノウハウを活用しやすくなることを期待しています。
62	補修更新経費	「白書」では、機能を維持するための補修や施設更新にかかる経費と定義しています。具体には、大規模（500 万円以上）の工事費設備更新のための購入・置換え費を指します。
63	ボランティアサポート	道路や公園など公共施設の一部区域に対して、市民団体や企業などがボランティア団体として登録し、清掃などの維持管理を行う制度です。
や 行		
64	遊戯施設	公園等に設置されるブランコやすべり台、砂場、回転遊具などを指します。近年は、木製などの複合遊具があります。

連番	索引用語	用語解説
65	予防保全	<p>損傷や故障が起きる前に対策を講じ、その後の故障や破損による機能不全が起きないようにする工法のことをいいます。</p>
ら 行		
66	ライフサイクルコスト	<p>製品や構造物などの経費について、「調達・製造・建設」、「使用・利用」、「撤去・廃棄」までの全段階でかかる経費の合計のことをいいます。</p>
67	緑地	<p>「白書」では、緑豊かな都市環境の形成と市民の安全・快適な生活の確保に向けた施設と定義しています。一方で、都市緑地法第34条に基づく緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を定めることにより、一定以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度の一環と位置づけています。</p>